

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 岐阜県大垣市青野町882番地3

氏 名 中部興運株式会社
代表取締役 福下 毬那

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

京都府知事 西脇 隆俊



許可の年月日 令和 6 年 4 月 23 日

許可の有効年月日 令和 11 年 3 月 3 日

1. 事業の範囲

(積替え又は保管を含まない)

- ①汚泥（鉛又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）
 - ②廃油（揮発油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）
 - ③廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの若しくは鉛又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）
 - ④廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの若しくは鉛又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）
- 以上4種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さなし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

- 平成16年3月4日：当初許可
- 平成21年3月17日：更新許可
- 平成26年3月4日：更新許可
- 平成27年7月28日：変更許可（取り扱う特別管理産業廃棄物の種類の追加：①、③④の限定の変更）
- 平成31年3月14日：更新許可
- 令和6年4月23日：更新許可

5. 積替え許可の有無 有・無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有・無